金沢ふれあい助成金障がい作業所等助成金

令和7年度 申請のてびき



社会福祉法人 横浜市金沢区社会福祉協議会

~ 目次 ~

助成区分一覧	1
申込手続きの流れ	2
解說	3
助成金Q&A	9
記入例	
申込書1	O
領収書(写)の提出方法について1	4



令和7年度 助成金 助成区分一覧

※全ての区分において担い手は人数に含めません

1 金沢ふれあい助成金

1	金沢ふれあい助成金 事業									
区分	事業	主な対象事業	上限金額	備考						
			年回数	1回あたりの人数	工的公正的)用 5				
		①サロン・ミニデイサービス・茶話	72回以上	10名以上	400,000					
		会・認知症カフェ等	48回以上	10名以上	300,000	※対象者が障害児者				
	// /	②会食会・こども食堂・地域食堂 ③若者支援(フリースペース・居場	36回以上	10名以上	180,000	のみの場合「障害児 者支援区分」に該				
	集いの場	所づくり・学習支援)	20回以上	5名以上	120,000	当。				
		④子育て支援活動(支援者が主催す	10回以上	5名以上	80,000	※主催者は条件の 「1回あたりの人				
		る活動 	6~90	5名以上	50,000	数」にはカウント不 可。				
				関内3か月以上実施 回5名以上	40,000	ان.				
			年回数	1回あたりの人数	上限金額					
			60回以上	10名以上	400,000					
		①定期的に利用者宅に食事を届けるとともに、見守りを行う活動 等	48回以上	10名以上	300,000					
 ====	配食		36回以上	10名以上	240,000	 ※1回の食数				
女			20回以上	10名以上	160,000	=1回の人数。				
要援護者			10回以上	5名以上	80,000					
			6~90	5名以上	60,000					
支援区分			【立上】年度内3か月以上実施 1回5名以上		40,000					
分		①住民同士のたすけあい活動(※介	年間延べ回数		上限金額	\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\				
		護保険事業を除く。例:調理、掃	800回以上		400,000	※年間に対応した延 べ訪問回数でカウン				
	家事	除、草取り、子どもの一時預かり、 送迎、買い物等の家事・生活相談を	500回以上		300,000	├ 。				
	多 事 •	受け対応する活動)	100回以上		160,000	例)1日のうちでAさ んから草取りと買い				
	生活支援	②相談支援・傾聴活動(※施設訪問	5	O回以上	80,000	物を依頼された場合				
		して行う傾聴活動は福祉のまちづく り区分)	3	O回以上	50,000	⇒2回カウント(依頼 された項目をカウン				
		③電話相談		度内3か月以上実施 回数3回以上	40,000	 -				
			年間	り延べ回数	上限金額	\.\.\.\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\				
		(4)	1,C	000回以上	350,000	※片道1件を1回。 ※1回の乗車で複数				
	送迎	①道路運送法79条に基づく登録団 体および無償で活動を行う団体が行	50	00回以上	300,000	名乗車した場合は、				
	~~~	う車両による送迎活動	10	00回以上	250,000	乗車人数が回数と同    数(ボランティアと				
				度内3か月以上実施 10回以上	40,000	」数(ホフンティアと    運転手は除く)。   				

区分	事業	主な対象事業	条件			/++ <del>-1</del> /	
			年回数	1回あたりの人数	上限金額	備考	
		  当事者団体及び家族会、支援者団	48回以上	10名以上	300,000		
		体が実施する事業	36回以上	10名以上	180,000		
	障害児者支援活動	  ①余暇支援事業•青年学級	20回以上	5名以上	120,000	   ※親や家族のみの	
	• 当事者活動	②リハビリ目的等の集い事業	10回以上	5名以上	80,000	活動は対象外。	
陪	3争日/0划 	③障害者スポーツ	6~90	5名以上	50,000	※福祉バス利用  は対象外。	
障害児者支援区分		④訓練会		度内3か月以上実施 回5名以上	40,000		
支控				条件	上限金額	※家族のみの事業	
坂 分	宿泊 • 日帰りハイク	①当事者および家族会、訓練会が企画する事業(※参加者が家族のみの事業は対象外)	当事者参加数5名以上		50,000	次	
				条件	上限金額		
	視覚障害者 • 聴覚障害者支援	①手話サークル、聴覚障害者支援 事業(要約筆記支援等) ②視覚障害者支援事業(点訳・音 声訳・誘導等)	_		50,000	※事業報告時に回数・人数等の内容を記載する必要があります。	

区分	主な対象活動		条件	上限金額	備考	
	①布おもちゃ	年回数	1回あたりの人数	上阪立创	)佣 <b>行</b>	
福祉の	②セルフヘルプグループ (家族会・介護者の集い・難病患者会・依存症の会)) ③外国人支援 (日本語教室、国際交流) ④おもちゃドクター ⑤本の読み聞かせ ⑥車いすダンス	6回以上	5名以上	40,000	<ul><li>※1回あたりの人数は参加者の人数です。(主催者側の人数を除きます。)</li><li>※①③は、人数に</li></ul>	
まちづくり	⑦防災関連事業(地域防災拠点訓練除く) ②地域住民交流(お祭り、運動会等) ②自然環境活動 ⑪福祉情報紙 ⑪福祉に関する啓発、勉強会、公開講座 ⑫子育て支援事業(支援者以外が行う自主的な活動) ⑬施設・病院支援ボランティア(施設内での傾聴ボランティア含む) ⑭「要援護者支援区分」および「障害児者支援区 分」の対象事業の助成要件に満たない活動	1~50	5名以上	30,000	よる条件はありません。 ※チャリティーイベントなどの収益 事業は対象外。	
区  分		12回以上		30,000	※他のうち家事・ 生活支援活動およ び送迎活動	

区分	主な対象活動	条件		上限金額	備考
<i>17</i> +		年回数	1回あたりの人数	工版並領	in 与
健康増進区分	①高齢者健康増進事業 ②施設等を訪問する特技ボランティア	3回以上	5名以上	10,000	※1回あたりの人数は①の場合、会の主催者を除く人数です。例)自治会館で体操教室を行っている、役員など会の運営に携わる方以外で5名以上の参加者が必要です。②の場合、参加者の人数です。例)施設で音楽演奏する場合、参加者(演奏を聴く方)が5名以上必要です。 ※特技ボランティアの場合、主催者側の年齢に制限はありません。

2 障がい作業所等助成金

_				
	主な対象事業	条件	上限金額	備考
	障害者地域活動ホーム・地域作業所 ・グループホームが行う自主事業	障害者総合支援法適用外事業	100,000	

単位:円

# 申込手続きの流れ

金沢区社会福祉協議会窓口・郵送・メールで受付(必着)

◆受付期間 : 令和7年4月1日(火)~4月11日(金)

相談·申請 受付時間

月~金曜日 午前9:00~11:30/午後13:00~16:30

《新規立上げ事業区分申込》

◆受付期間:令和7年4月3日(木)~12月19日(金) 月~金曜日午前9:00~11:30/午後13:00~16:30

※新規立上げ区分申請の場合は事前にご相談ください。

2. 審 査

1. 受

付

審査会等を開催し、申請内容を審査します。

3. 決定通知

助成の可否を、金沢区社会福祉協議会 事務局から各団体に通知します。

#### -以下、助成決定団体の流れ-

4. 請求書の返送

決定通知に同封されている請求書に必要事項を記入し、預金通帳のコピー(口座番号・口座名義を確認できる部分)を同封し、6月末までに事務局に提出してください。

5. 助成金の振込

請求書に基づき、指定の金融機関口座に振り込みます。

※振込完了の通知は行いません。請求書を提出後、約1か月を目途に各団体で入金 確認を行ってください。

6 . 事業実施

助成を受けた活動は申請内容どおりに事業を実施してください。

やむを得ぬ事情で、事業内容に変更が生じる場合は、速やかに事務局までご連絡ください。

7. 活動報告

令和8年4月30日(木)までに、完了報告書を1部事務局に提出してください。 必ず報告書の写しを団体で保管してください。

※完了報告書は決定通知と一緒に配付します。年度途中での提出はできません。

#### 令和7年度 金沢ふれあい助成金 解 説

金沢ふれあい助成金は、より豊かな市民社会の実現のために、市民の自発性のもと、 横浜市内で行われる非営利な地域福祉推進事業や障害福祉推進事業の支援を目的と して実施します。

#### 1. 助成対象団体

- ①原則として金沢区に活動拠点を置き、金沢区の地域福祉推進のために事業を行う市民活動団体
- ②原則として金沢区に活動拠点を置き、金沢区の障害福祉推進のために事業を行う障害当事者及び 家族団体
  - ◆ 代表者宅、団体事務所が区外であっても、事業の対象地域が区内であれば対象となります。
  - ◆ 単一家族で構成される団体は対象外とします。
  - ◆ 法人は、特定非営利活動法人(一般・認定・指定)、もしくは障害福祉サービス事業所などを運営している一般・公益社団法人を対象とします。社会福祉法人等は対象になりません。
  - ◆ 代表者・副代表者・会計担当者はそれぞれ重複不可となります。また、3名のうち1名を連絡担当者として指名してください。

(円滑な団体運営を行っていく上では、運営に携わる者が複数名いることが望ましいため)

- ◆ 代表者・副代表者・会計担当者は必ず団体のメンバーでなければなりません。
- ◆ ただし、①②であっても次に該当する場合は除きます。 反社会的勢力及び反社会的勢力と密接な関りがある団体・法人

#### 2. 助成対象事業

- ① 複数の金沢区民を対象とする、区内で行う事業
  - ※障害当事者が行う宿泊事業については、市外も対象とします。
- ② 非営利な事業
- ③ 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを目的としない事業
- ④ 政治上の主義を推進することを目的としない事業
- ⑤ 公的サービス事業と重複しない事業
  - ※公的サービス事業とは
  - ・介護保険指定事業、介護保険基準該当サービス事業、障害者総合支援法に基づくサービス
  - ・一般行政サービス(高齢者・障害者食事サービス事業等)
  - ※公的サービス事業を実施している団体で公的サービス事業対象者以外への同様のサービスを提供している場合は助成対象とします。
- ⑥ 行政(国・県・市・区)からの補助・助成を受けていない事業
  - ※行政からの補助・助成事業の例

横浜市市民活動推進基金「よこはま夢ファンド」助成事業、ヨコハマ市民まち普請事業、元気づくりステーション事業、横浜市プレイパーク運営支援事業、横浜市子どもの居場所づくり活動支援補助金事業、横浜市親と子のつどいの広場事業補助金、個性ある区づくり推進事業、市地域福祉保健計画、区地域福祉保健計画に関する補助・委託事業等

- ⑦横浜市社会福祉協議会からの補助・助成(在宅障害児者家庭援護事業 障害者福祉団体活動支援事業等)を 受けていない事業
- ⑧ 横浜市社会福祉協議会 善意銀行の配分を受けていない事業
- ⑨ 横浜市社会福祉協議会 福祉バスを利用しない事業
- ⑥ 送迎活動を行う団体については、道路運送法第79条に基づく登録を受けていること、または無償でサービスを提供している事業
- ① 保育活動を行う団体については、認可外保育施設設置届を行政へ提出している事業
- ② 安定した団体運営と事業の継続性の観点から収入合計から前年度繰越金・積立金を除いた額の20%以上 (小数点第一位を切り捨て)自主財源を確保している事業
  - ※自主財源とは、団体構成員の会費、サービス利用者の利用料、バザーなどの収益金、他の民間助成金など、金沢ふれあい助成金以外からの財源のことをいいます。

#### 自主財源率の計算式

(自主財源)÷(収入合計 - 前年度繰越金・積立金)×100 =自主財源率(20%以上あること)

- ③ 親子サークル等が行う「主に自助を目的とする事業」は、会員外も活動の対象である等、地域に活動が開かれている事業
  - ※自助を目的とする事業とは、当事者のみで行われている団体活動(支援する第三者が主体となっていない事業)のことをいいます。
- ◆ 申請事業以外の事業についての会議、役員会、打合せ会、特定の目的のために資金を集める事業(バザー やチャリティーコンサート、募金など)は対象外とします。
- ◆ サロン事業とは、開催する場所が占有できる場所であることとします。

## 3. 助成区分·助成条件·助成限度額

助成区分一覧のとおり。

#### 4. 助成の制限

- ① 申込は原則として1団体1事業とします。ただし、1つの団体で別の事業(※1)を行う場合は、他の区社会福祉協議会受付分や横浜市社会福祉協議会受付分(※2)のよこはまふれあい助成金との重複を可とします。
  - ※1 別の事業とは、事業の目的・内容が異なり、利用対象者が半数以上異なる場合を指します。
  - ※2 他の区社会福祉協議会や横浜市社会福祉協議会に別の事業で申請している場合は、その旨を必ず申告してください。また、その場合は、当該社会福祉協議会に提出された申請書及び完了報告書の内容を確認し、別の事業と認められるかを精査しますので予めご了承ください。
- ② 平成15年~24年度に、よこはまふれあい助成金 団体自立支援助成<D区分>を受けた事業は、申込みはできません。
- ③ 申込書の繰越金が収入合計の25%(小数点第一位を切り上げ)を超えるものは申込できません。

前年度繰越金の割合の計算式

(前年度繰越金)÷(収入合計)×100 =前年度繰越金の割合(25%以内であること)

- ④ 以下の項目に該当する場合は、同一団体とみなし、申込は不可とします。
  - ・利用対象者及び活動者が概ね半数以上重複する場合
  - ・振込先が同一の場合
  - ・同一の区分において、主たる役職者(代表者等)が同一の場合
- ⑤ 前年度からの継続申込団体は、前年度活動実績が助成条件を満たさない場合は、同一区分での申込ができません。※ただし、福祉のまちづくり区分、健康増進区分を除きます。
- ⑥ 今年度新規申込団体は活動実績について、次の助成条件を確認してください。ただし、サービス利用者数、 障害当事者数に関する条件については、助成区分一覧と同一です。

助成区分	助成条件
要援護者支援区分 上限30万円以上の助成 障害児者支援活動・当事者活動の上限30万円以上の助成	令和7年1月以降 毎月実施し、 合計9回以上の実績
要援護者支援区分 上限30万円未満の助成 障害児者支援活動・当事者活動の上限30万円未満の助成	前年度に3か月以上の 活動実績があること
障害者支援区分(3)視覚・聴覚障害者支援	事業を 実施していること
福祉のまちづくり区分・健康増進区分	実績は不要

- ⑦ 新規立上げ事業区分の申込団体は、申込段階で活動実績は不要ですが、申請年度内に3か月分以上の活動 実施が必要です。
- ⑧ 必要に応じて、会員名簿や会計報告などの提出を求めることがあります。
- ⑨ 会員として会費を徴収する場合、利用料について会員と非会員の差が1.5倍を超える場合は、申し込みは不可とします。
- ⑩ 積立金の計上は、事業実施にあたり必要不可欠な物を購入する場合に限り認めます。ただし、5年間を上限として、申込書に積立年数と購入する物を明記することが必要です。
- ◆ 助成額の多い区分へ変更する場合は、前年度活動実績が助成額の多い区分の助成条件を満たしている 必要があります。
- ◆ 前年度活動実績が、前年度申請した助成条件を満たしていない場合、前年度申請した助成区分より助成額の少ない区分の助成条件を満たせば申込できます。

#### 5. 対象経費

助成対象経費は「科目の説明(てびき8ページ)」のとおりです。

#### 6. 申込み

【申込方法】郵送・メール・窓口持参での受付になります。ただし、新規申込団体については、お手数ですが直接窓口で申し込んでください。

【申込期間】令和7年4月1日(火)~4月11日(金)(必着)

【新規立上げ区分申込期間】令和7年4月3日(木)~12月19日(金)

- ① 申込先は金沢区社会福祉協議会です。
- ② 申込先は原則として主に活動を行っているもしくは、区社協会員となっている区社会福祉協議会に申込みください。ただし、活動場所が複数ある場合は事務所がある区の社会福祉協議会、障害児者支援区分の宿泊事業及びハイク事業は代表者の在住区の社会福祉協議会でも申請が可能です。
- ③ 申込書を書き損じた場合は、用紙を複写したものでも提出が可能です。申込書は、ホームページよりダウンロードできます。A4両面印刷でご提出ください。
- ④ 助成額は配分委員会等を経て決定します。結果は文書で通知します。
- ⑤ 代表者の押印は不要です。提出される方は欄外の提出者の氏名・連絡先をご記入ください。提出者が代表者・副代表者・会計担当者以外の場合、代表者等に提出の有無を確認する場合があります。
- ⑥ 訂正する場合は二重線で訂正してください。訂正印は不要です。
- ⑦ 法人が申請する場合には、申請年度の法人全体の予算書及び前年度決算書を提出してください。申請時に確定していない場合は、確定後すみやかに提出してください。

#### 7. 報告

- ① 助成を受けた団体は、報告書を令和8年4月30日(木)までに金沢区社会福祉協議会にご提出ください。 (団体で控えを保管してください)
- ② 報告書様式(様式3)は、決定通知と一緒に配布します。年度途中での報告書の提出はできません。
- ③ 領収書は各団体で年度終了後、5年間は保管しておいてください。また、10万円以上の助成を受けた団体は、助成金を充てる支出科目をあらかじめ申請し、完了報告の際に助成金を充てた分についての領収書写しを必ずご提出ください。
- 事務局が事業実施状況の確認を求めた際には応じていただきます。

## 8. 助成の取消・返還

次の場合、事業開始後であっても助成決定の取り消し、また助成金が既に交付されている場合は返還していただきます。

- ①助成条件をはじめ各要件を充たしてない場合
  - ※回数については、各助成条件の基準を下回る場合に、実績が該当する助成条件に該当する助成上限額 との差額の返還を求めます。
  - ※人数については、各助成条件の達成率が80%に達していない場合に、1つ下の助成条件に該当する助成上限額との差額の返還を求めます。
- ②虚偽の申込み、その他不正な手段により助成を受けた場合
- ③団体の都合により事業継続が不可能となった場合
- ④その他助成決定後の事業について、許可なく変更等を行った場合
- ⑤年度内の事業終了時に、助成金が余っている場合・自主財源未達成・複数の要件を満たしていない場合

#### 9. 個人情報の取り扱い

- (1)助成申込に関する内容については、複数区において、同一事業での重複申請の確認や団体分析等、当該事業のために使用し、許可なく目的外に使用することはありません。
- (2)助成申込団体に関する個人情報は、ご本人の同意を得ることなく、第三者に開示・提供することはありません。
- (3)ご提出いただいた書類は同一事業での重複申請の確認や団体分析等行うため、金沢区社会福祉協議会と横浜市社会福祉協議会で共有させていただきます。
- (4)事務局から各団体への連絡(助成決定の可否・その他連絡)は、原則として、申込書に記載してある連絡担当者へ行います。助成決定以降、担当者等が変更される場合には、必ず事務局まで文書にてご連絡ください。

#### 10. 情報公開について

ご提出いただいた書類の団体の概要につきましては、社会福祉法人横浜市金沢区社会福祉協議 会の保有する情報公開に関する規程にもとづき、情報の公開をします。

(公開対象の項目)団体名、団体概要、事業内容、団体代表者氏名

#### 11. 助成財源

本助成金は、①横浜市社協基金(よこはまあいあい基金,障害者年記念基金) ②横浜市社協善意銀行 ③金沢区社協共同募金配分金 ④金沢区社協善意銀行を財源としております。

※よこはまあいあい基金・障害者年記念基金は寄付金・横浜市補助金を原資として構成されています。

※団体の事業のちらしや報告書等に『この事業は金沢ふれあい助成金(または障がい作業所等助成金)により実施しています』など記してください。

助成金申込書のダウンロードは、このアドレスから!

★金沢区社協 ホームページ

【 URL: https://www.kanazawa-shakyo.jp】

		科目の説	明と対象経費・対象外経費			
	金	沢ふれあい助成金	金沢ふれあい助成金申込額			
	前年度細	サービス利用者の利用料 障害当事者の会費	サービス利用料、障害当事者の会費、利用会員が支払う入会金、年・月 会費など			
収	除いた額の20%以上 前年度繰越金・積立金を 自 主 財 源	担い手・ ボランティアの会費	担い手・ボランティアが支払う入会金、年・月会費、賛助金など			
	%以 资源金额	他からの助成金・補助金	金沢ふれあい助成金以外の助成金・補助金			
入		その他	上記以外の収入(寄付金・バザーの収益金など)			
	そ の	前年度繰越金	前年度からの繰越金(ただし、収入合計の <b>25%</b> 以下) ※前年度繰越金÷収入合計×100 小数点第1位を切り上げ			
	他	前年度積立金	積立金は事業実施にあたり必要不可欠な物を購入する場合に認める。 ただし5年間を上限として、購入するものを明記する。			
		活動費	・活動に関わる交通費、ボランティア謝礼、スタッフ人件費など ※検便代も計上可			
	助	活動場所の維持費	・活動場所の家賃、借り上げ料、施設利用料・活動場所の光熱水費・専有の活動拠点の維持に関わる固定資産税 ※事務所と活動場所が同一住所である場合は、面積で按分する。			
	成 対	物品購入費 (食材費・パーティ等の 飲食経費は除く)	・活動に必要な物品の購入経費 ※担い手・ボランティアが使用する物品については個人に帰属せず、会に帰属する物が対象となる。			
	象 経 費(事前準備にかかる	謝金	・講演会や研修会、シンポジウムなどにおける謝金、訓練会などの技術 指導料			
		通信運搬費	・郵券代、電話代、インターネット利用料など			
支		車両経費 (事業に関わる車両に限る)	・ガソリン代、車検・整備費、車の借り上げ料、年間を通した事業における自動車税、駐車場借り上げ料、車両購入費 ※自動車税、駐車場借上料、車両購入費は、団体所有の車両でもっぱら当該事業のために使用する車両に限る ※車両の帰属について、団体内で申し合わせがされており、個人に帰属する事がないこと。 ※ボランティアに支払うものは活動費に計上。			
	る経費も対象)	保険料	・ボランティア活動保険、在宅福祉サービス総合補償、行事保険など ※送迎事業における個人所有の自動車保険は除く			
出	<u>対</u> 象)	印刷費	・会報、イベントの案内、記念誌、シンポジウムの成果、調査研究の成果の印刷経費 ※インク代は印刷費に計上			
		コーディネーター人件費	・事業に関するコーディネーターを行う者の人件費 コーディネーターの定義:団体事務所などに週3日以上出勤し、事業実施のためのコーディネートを行う者。週3日以上勤務するのは、同じ人でなくてもかまいません。			
		専有の拠点整備と改修費	・専有の活動拠点の建築、改修工事費など			
	助	食材費・パーティ等の 飲食経費	・食事サービス・サロン・クリスマス会・キャンプなどで使用する食材・ 飲み物・調味料 ・レストラン・宿泊先などでの食事代			
	成対	会議費	・申請事業以外の会議に伴う経費			
	象 外	他団体への会費	・連絡会など他団体へ払う会費			
	経 費	積立金	積立金は事業実施にあたり必要不可欠な物を購入する場合に認める。 ただし5年間を上限として、積立年数と購入するものを明記する			
		次年度繰越金	・次年度繰越金			

# 困ったときには! 助成金 Q&A

#### ■対象団体の考え方について

Q1:自治会町内会・地区社協・老人クラブ等、公費が入っている団体は助成を受けられませんか?

A1:申請事業に公費が入っていない場合は申請可能です。「〇〇町内会」などの団体名で申請せず、公費が入っていない「〇〇サロン」などの事業名で申請してください。また、対象者を限定しないことが条件となります。

#### ■対象経費について

Q2:消耗品はどこまで対象になりますか?

A2:お揃いのエプロンやジャンパーなど個人に帰属せず、物品そのものが団体に帰属するもの、団体で共有するものであれば対象になります。また、**サロン等で個人が持ち帰るものであっても、食べ物でなければ対象**になります。

< 例>サロンで使う折り紙や毛糸などの消耗品。配食・会食時に使用する容器やカップ。

#### ■実施回数・参加者人数のカウント方法について

※回数・1回あたりの参加人数の記入が必要な区分

→要援護者支援区分(<u>集いの場/配食</u>)、障害児者支援区分(障害児者支援活動・当事者活動)、 福祉のまちづくり区分、健康増進区分

※回数のみ記入が必要な区分

→要援護者支援区分(家事·生活支援/送迎)

Q5:要援護者支援区分(配食事業)の回数・人数のカウント方法について

A5:事業の実施回数、1回あたりの配食人数を数えます。

<例>・1日に昼食を20人に配食する場合→回数:1回/人数:20人

・1日に昼食を10人、夕食を15人に配食する場合

→回数:2回/人数:12.5人(10人+15人÷2回)

Q3:要援護者支援区分(家事・生活支援事業 ①住民同士のたすけあい活動)の 回数のカウント方法について

A3:当日訪問した回数を数えます。

<例>A さんから草取りと買い物を依頼された場合

1日のうち1回の訪問で対応した場合→回数:1回

・1日のうち2回の訪問で対応した場合→ 回数:2回

Q4:要援護者支援区分(家事・生活支援事業 ③電話相談)の回数のカウント方法について

A4: 実人数ではなく、相談を受けた回数を数えます。

<例>・1日のうちAさんから2回電話相談を受けた場合→回数:2回

・1日のうちAさんから1回、Bさんから2回電話相談を受けた場合→回数:3回

Q6:要援護者支援区分(送迎事業)の回数のカウント方法について

A6:利用者1人につき、**片道を1回**と数えます。

<例>・利用者1人を病院に往復送迎した→回数:2回

利用者3人を病院に往復送迎した→回数:6回

# ★記入見本

## 必ず記入してください。

提出1部

(様式 1-1①)

提出者	金沢 花子
連絡先	000-0000-0000

				(1917	,
受付者					※事務局記入欄
局長	次長		課員		

# 令和7年度 金沢 ふれあい助成金申込書

社会福祉法人横浜市金沢区社会福祉協議会会長 様

令和 7 年 4 月 3 日

令和7年度 金沢ふれあい助成金の交付を受けたいので必要書類を添付し申請します。

区分にチェック

を入れてくださ

	基絡担当 - 「〇	ふりが	な	うさぎのかい				+	I CD 7.	-#-	
者に「O」 印をつけて ください		団体名		うさぎの会	うさぎの会			押印不要			
	(	ふりが	な	かなざわ	はなこ	上 住所	-	6-0021 市金沢区泥隼	10-0	0	
	0	代表者		金沢 花子		電話	000	-0000-0000	FAX	000-000-0000	
	)					メール		000	<b>@</b> ****	·. jp	
		ふりが	な	のうけん	だいこ	住 所		6-0057 市金沢区能見	見台〇-	0-0	
	)	副代表者		能見 台子		電話	☆☆	<b>☆-☆☆☆☆</b>	FAX	***-***	
						メール	○○○@****. jp				
	)	ふりがな		とみおか たろう		住 所	〒236-0052 E 所 横浜市金沢区富岡西〇-〇-〇		0-0		
	)	会計担当	会計担当者 富岡 太郎		電話	¢	$\diamond \diamond \diamond - \diamond \diamond \diamond \diamond$	FAX	<b>***</b> - <b>***</b>		
$\mathcal{I}$						メール		000	@*** <b>*</b>	·. jp	
申請金		⋛額		100, (	100,000 円		内容	高齢者サロン			
<b>人</b>		要援護者	支援区	分 ②集いの	)場 □家事	・生活支持	爰 □	]配食 口送:	迎		
成公											

申請事業について

区分

■事業の目的についてご記入ください。

□ 福祉のまちづくり区分 活動内容

ここに集まり一緒に活動することにより、高齢の方の楽しみや孤立の解消、仲間づくりができるよう 立ち上げました。

■事業の内容(年間の事業内容を簡潔に。詳しくは別紙「年間事業計画書」にご記入ください。)

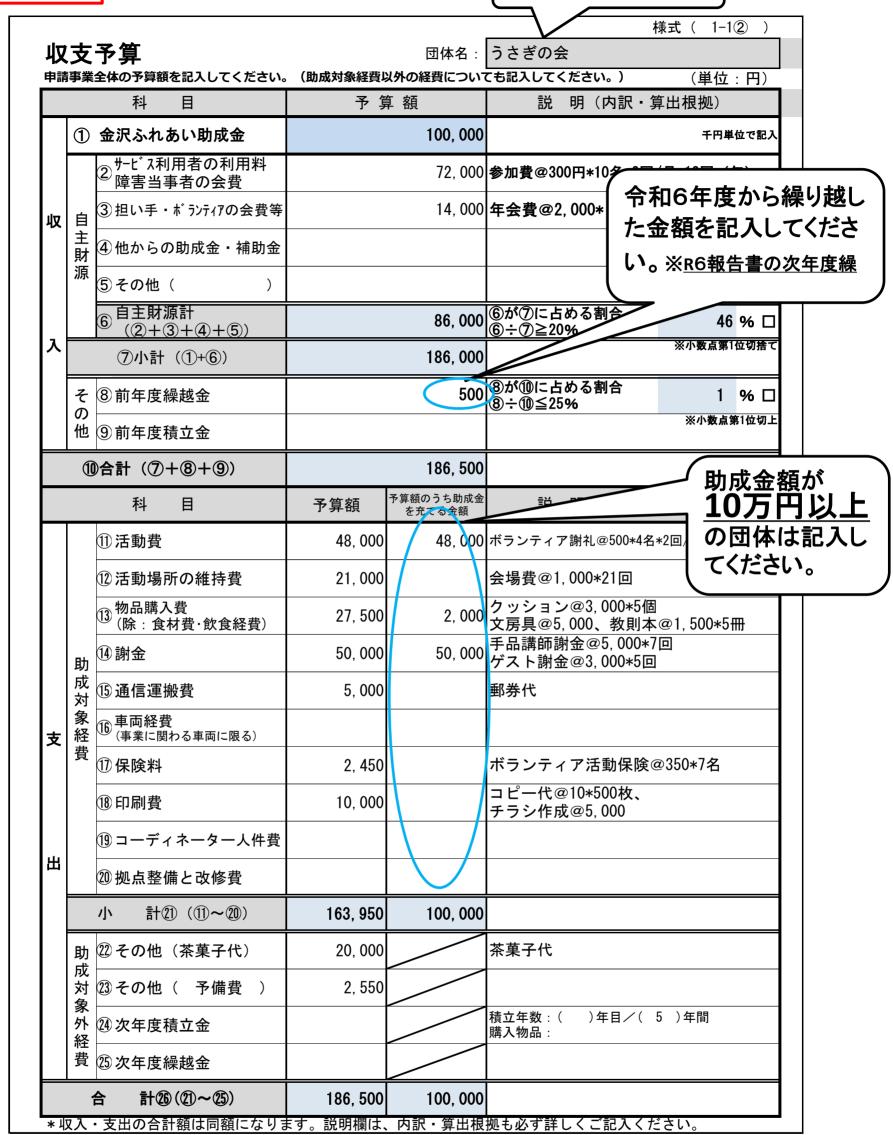
毎月1日と15日の10:00~12:00に、みんなの広場「かめハウス」にて開催しています。

自由なおしゃべりの他、健康体操、レクリエーション等を実施します。

■参加者募集について(どんな方法で募集しますか) ※事務局記入欄 受付印 町内会の回覧板や掲示板を活用するほか、年2回程度 「 回 人) 地域ケアプラザにチラシを置かせてもらっています。

訂正する場合は二重線で訂正してください。訂正印は不要です。 修正液・修正テープ・消せるボールペンは使用しないでください。

記入してください。



⑩(収入合計)=⑩(支出合計) になります。

様 T-1(3) 団体名: うさぎの会

## 年間事業計画書

令和7年4月~令和8年3月の申請事業における年間実施スケジュールについて、**該 当する項目**をご記入ください。

月	日	時間	回数	会場	内容	1回あたりの 参加人数 (利用者・障害当 事者数など)	備考
4	1日 15日	10 : 00 <b>~</b> 12:00	2	かめハウス	おしゃべり広場 マジック講座等	10 10	
5	1日 15日	10 : 00 <b>~</b> 12:00	2	かめハウス	"	10 10	
6	1日 15日	10 : 00 <b>~</b> 12:00	2	かめハウス	"	10 10	
7	1日 15日	10 : 00 <b>~</b> 12:00	2	かめハウス	"	10 10	
8							休会
9	1日 15日	10 : 00 <b>~</b> 12:00	2	かめハウス	おしゃべり広場 マジック講座等	10 10	
10	1日 15日	10 : 00 <b>~</b> 12:00	2	かめハウス	"	10 10	
11	1日 15日	10 : 00~ 12:00	2	かめハウス	"	10 10	
12	1日 15日	10 : 00 <b>~</b> 12:00	2	かめハウス	"	10 10	
1	15日	10 : 00~ 12:00	1	かめハウス	"	10	
2	1日 15日	10 : 00~ 12:00	2	かめハウス	"	10 10	
3	1日 15日	10 : 00~ 12:00	2	かめハウス	"	10 10	
合計			21			210	
(☑第	いの場	人数が必要な ・□配食・[ 加者数÷全体	10	1回あたりの 人数			

#### 回数・1回あたりの参加人数が必要な区分

→要援護者支援区分(集いの場/配食)、障害児者支援区分(障害児者支援活動・当事者活動)、福祉のまちづくり区分

**回数のみ記入が必要な区分**→要援護者支援区分(家事・生活支援/送迎)

# ★記入見本★

助成金申込事業ではなく、団体全体について知るため

記入してください。

団体の状	況について				団体名:	うさぎの		(本 1 (4))	
発足 年月日	令和 1 年 4 月 (活動年数	6年)	口伊玄	道路運送 □届出済 □ <mark>未届</mark> ( (認可外		相談中		舌動・保育 団体はi さい。	
申請事業 以付の事業 チェック ださい	クを入れてく			申請金沢区		□市社协		社協(	区)
活動場所	みんなの広場「かめハウス」								
活動日	毎月1日、15日				時間帯	10:00~12:00			
事業 対象者	☑高齢者(年代:70代~80代 □障害者・障害児(年代: □子ども(年代: □外国籍(年代: □多世代			) ) )	利用者	300円 1回あたり 年 □利用料/☑会費			Ę.
受入 状況	コショス ロその他( 新規対象者	<b>☑</b> 有		) 無	担い手		2,000 ス利用者 は障害者	円/1回あたり 13	(年) 人
	体験学習	☑有		<del>無</del>	所属 人数		ンティア	7	٨
	ボランティア	☑有		無		_	の他 ・講師等)	1	人
他機関連携	図区社協【会員□有 □無】 □地区社協【会員□有 □無】 □自治会町内会 ☑地域ケアプラザ □その他( )			活動 保険	☑加入(ボランティア活動保険) □未加入				
	也団体との交流連携 :役員・民生委員等					ナたスチII F	田老の目立	いわ情報サ有	
しています。	, C.R.		% C 63	,, , , n	- CX(IC			✓ (IRTK) (F	
	いる課題・問題点								
	·ティアの獲得が難  ·集めることにも苦						ニ頼らない	運営を日指し	ナーしい
と思います。				₩ C				~_ H C H IR V	•

#### 領収書(写)の提出方法について

10万円以上の助成を受けた団体のみ、 助成金を充てた分の領収書を提出してください。

*領収書は助成年度終了後1カ月以内に事業完了報告書とあわせてご提出ください。

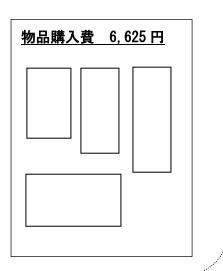
#### ≪提出方法≫

① 領収書(写)は科目ごとに分けて紙に貼付しご提出ください。

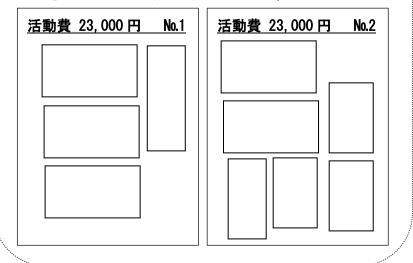
#### 収支報告の科目

活動費、活動場所の維持費、物品購入費(食材費・パーティー等の飲食経費は除く)、謝金、通信運搬費、車両経費(事業に関わる車両に限る)、保険料、印刷費、コーディネーター人件費、専有の拠点整備と改修費、

・科目ごとの合計をご記入ください。



・領収書が用紙1枚におさまりきらない場合は、1枚目、 2枚目とわかるようにご記入ください。



② 領収書(写)の**助成対象項目に印(マーカー)を付けてください。** 

助成対象項目以外の品を同時に購入されている場合には、助成対象項目のみに印(マーカー)を付けてください。

・領収書(写)の<u>すべて</u>が助成対象項目である場合、合計金額に印(マーカー)を付けます。

〇〇文具店	
カラー用紙	
$@50 \times 10$	500 円
マジック	
$@1,500 \times 1$	1,500円
合計	2,000円

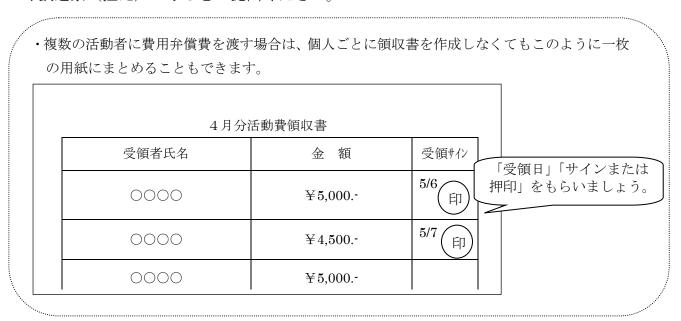
・領収書(写)の<u>一部</u>が助成対象項目である場合、 物品購入費に該当するものに、印(マーカー)を 付けてください。

00スーパー							
紙皿	105円						
紙コップ	210 円						
砂糖	178円						
にんじん	150 円						
ピーマン	150 円						
合計	793 円						

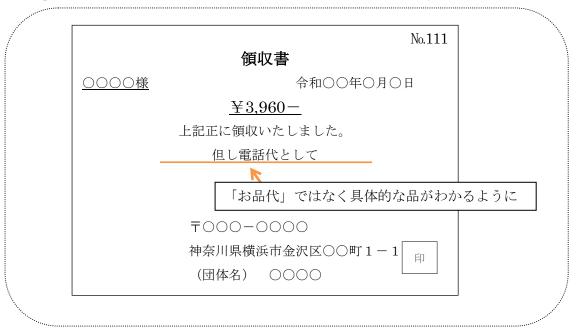
#### ③ 活動費や謝金について

個人や団体に活動費や謝金を渡す際は、受領書もしくは誰がいくら受け取ったかがわかるよう、金額と受領者の押印またはサインを記載したものの写しをご提出ください。

謝金を銀行振込みで支払う場合には、領収書ではなく、振込んだことがわかる通帳の写し や振込票(控え)の写しをご提出ください。



④ 手書きの領収書について(電話代、ガソリン代、ボランティア謝金等団体が個人に出す場合) 「お品代」ではなく具体的な品がわかるようにご記入ください。



#### 最後に…完了報告書ご提出前には必ず下記の項目をご確認ください。

- □領収書は科目ごとに分けていますか。
- 口左上に科目の記載はありますか。
- □領収書写しを貼っていますか。(原本は各団体で年度終了後5年間保存してください。)
- □科目の合計金額を記入していますか。
- □科目の合計金額と印(マーカー)部分の合計金額は一致していますか。

## ★提出書類★

〇令和7年度申込書 様式1-1 ※消せるボールペンでの記入は不可 ※A4両面で提出

#### 【金沢ふれあい助成金】水色の用紙

様式1-1① <要援護者支援区分・障害児者支援区分・福祉のまちづくり区分>

様式1-1② <健康増進区分>

様式1-1③ <新規立ち上げ区分>

【障がい作業所等助成金】黄色の用紙

様式1-1

〇申込チェックシート 様式1-2 黄緑色の用紙

助成金申込書のダウンロードは、このアドレスから!

★金沢区社協 ホームページ【http://www.kanazawa-shakyo.jp/】

## 社会福祉法人 横浜市金沢区社会福祉協議会

**T**236-0021

横浜市金沢区泥亀1-21-5 いきいきセンター金沢内

TEL:788-6080 FAX:784-9011

E-mail: vola2222@yokohamashakyo.jp